

表 2-6 板厚補修基準(特定タンク用)

補修部位	新法タンク	旧法タンク		
		第1段階基準タンク	第2段階基準タンク及び新基準特定タンク	旧基準特定タンク
アニュラ板	細分測定Ⅱの結果、測定板厚平均値が最小厚さの80%以下となる場合(58号問2(2)ア)	同 左	細分測定Ⅱの結果、測定板厚平均値が設計板厚の80%以下となる場合(146号)	同 左
	最小厚さ*1からの板厚の減少が3mmを超える場合(58号問2(2)イ)	同 左	目視試験の結果、次式により算出された値(以下t値という。)未満となる場合 $t = XY + C$ t:最小必要板厚 X:腐食率 Y:次期開放検査予定期日までの年数 C:4.5	同 左
			細分測定Ⅱの結果、測定板厚最小値がt値未満となる場合(146号)	同 左
	平均板厚が規則第20条の4第2項第1号の2の規定(保有水平耐力)に適合しない場合(58号問2(2)ウ)	同 左	板厚が30号改正省令附則第7条第2項第2号の規定(保有水平耐力)に適合しない場合(146号)	—
底板	細分測定Ⅱの結果、測定板厚平均値が最小厚さの80%以下となる場合(58号問2(2)ア)	同 左	目視試験の結果、t値未満となる場合	同 左
	最小厚さからの板厚の減少が3mmを超える場合(58号問2(2)イ)	同 左	細分測定Ⅱの結果、測定板厚最小値がt値未満となる場合(146号)	同 左
側板	最小厚さ未満となる場合	同 左	3.2mm未満となった場合	同 左
	告示第4条の21の規定(次式)により算出された値未満となる場合 $t = \frac{D(H-0.3)\rho}{0.204S} + C$ t:最小必要板厚(mm) D:タンクの内径(m) H:厚さを求める段の下端から最高液面までの高さ(m) ρ :貯蔵する危険物の比重(g/cm ³) S:材料の規格最小降伏点又は0.2%耐力の60%の値(N/mm ²) C:くされ代(mm) ただし、最下段は1.18倍とすること	同 左	30号改正省令附則第7条第2項第1号の規定(側板に生じる円周方向引張応力、軸方向圧縮応力)に適合しない板厚となる場合(許容応力は告示第78条による)	同 左
屋根板	屋根板(全て)	最小厚さ(4.5mm)の80%未満となる場合(堺基準)	3.2mm未満となった場合	同 左
	浮き屋根および浮き蓋のボンツーン*2	告示第4条の21の4の規定により算出された応力が許容応力を超える場合	同 左	同 左

※1 最小厚さとは、告示第4条の17の最小厚さをいう。

※2 告示第4条の21の3に定めるもの(シングルデッキで容量20,000kl以上及び容量20,000kl未満であってHcが2.0m以上となるもの)のみ。

※3 細分測定Ⅱの結果、最小厚さまたは設計板厚の80%以下の箇所は、極力サンプリングカットを行い裏面の状況を把握すること。(第2章 11-1(3)③参照)